

○長岡京市街頭消火器等設置事業補助金交付規則

平成16年3月31日

規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、街頭等に消火器を設置することによって、地域での初期消火活動を促進し、もって地域での安全で安心なまちづくりに寄与するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象地域及び団体)

第2条 補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる地域とする。

- (1) 長岡京市内において地域住民の総意によって結成された自治会又は自主防災会（以下「自治会等」という。）のある地域
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域住民の総意によって結成された団体として市長が認める団体（以下「特例団体」という。）のある地域

2 補助金の交付対象となる者は、前項に定める自治会等及び特例団体とする。

(補助対象事業)

第3条 この規則による補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自治会等又は特例団体（以下「補助対象団体」という。）が補助対象地域内の街頭に設置する消火器（格納箱及び設置台を含む。以下同じ。）（以下単に「消火器」という。）の新設及び更新事業
- (2) 補助対象団体が自治会等の活動の拠点である自治会館などの公共の集会施設に設置する消火器の新設及び更新事業

(補助基準等)

第4条 前条第1号に規定する事業においては、補助対象地域内の世帯数を10で除して得られる数（小数点以下切上げ。以下「基準本数」という。）に相当する本数以内で、新設又は更新される消火器に対し補助を行う。

2 前条第2号に規定する事業においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第10条の規定に準じて新設又は更新される消火器に対し補助を行う。

3 火災発生に伴う初期消火活動においては、実際に使用された消火器（第1項に規定する基準本数を超えて設置されている消火器を含む。）に対し補助を行う。

4 前3項による補助の対象となる機器は、10型粉末ABC消火器（薬剤量3.0キログ

ラム以上)、格納箱及び設置台とする。

(補助率)

第5条 第3条に規定する事業における補助率は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 消火器を新設する場合 100分の50以下
- (2) 消火器を更新する場合 100分の40以下
- (3) 第4条第3項に規定する消火器を更新する場合 100分の100以下

(補助基準単価)

第6条 補助金の算定に当たっては、第4条第4項に規定する消火器について別に定める当該年度における標準的な単価(以下「補助基準単価」という。)に基づき、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める算定方法により得られる額とする。

- (1) 補助対象団体が行う第3条に規定する事業に係る単価(以下「事業単価」という。)が補助基準単価を超える場合 補助基準単価に事業数量及び補助率を乗じて得た額
- (2) 事業単価が補助基準単価を下回る場合 事業単価に事業数量及び補助率を乗じて得た額

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前3条の規定により算定し、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額の総額に1,000円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 第4条に規定する補助を受けようとする補助対象団体は、街頭消火器等設置事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 消火器設置場所及び設置予定場所以見取図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定するもののほか、第4条第3項に係る初期消火活動に伴う補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、初期消火活動概要調書(任意様式で日時、場所及び概要を記入したもの)を添付しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、これを審査し、適正と認めた

ときは、街頭消火器等設置事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付する。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金等の交付の目的及びこれに付された条件、その他この規則に従って補助金等を使用し、他の目的に使用してはならない。

（実績報告）

第11条 第9条の交付決定を受けた補助対象団体は、事業完了後、速やかに街頭消火器等設置事業実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、交付決定を受けた年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書
- (2) 消火器設置場所見取図
- (3) 消火器の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定、請求及び交付）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、直ちに審査を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、街頭消火器等設置事業補助金確定通知書（別記様式第4号）により当該補助対象団体に通知する。

2 前項の規定による確定を受けた補助対象団体は、街頭消火器等設置事業補助金請求書（別記様式第5号）により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該補助対象団体に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付取消等）

第13条 補助を受ける団体が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は補助金の交付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本規則に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 事業の実施方法が、補助金の交付の目的に添わないと認められるとき。

（補助金等の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付取消等を行った場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（延滞金）

第15条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助団体に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月15日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長岡京市街頭消火器等設置事業補助金交付規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年6月25日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(長岡京市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

2 長岡京市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年長岡京市規則第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別記様式第1号(第8条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

街頭消火器等設置事業補助金交付申請書

街頭消火器等設置事業補助金の交付を受けたく長岡京市街頭消火器等設置事業補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象地域内の世帯数※1 戸  
2 設置済み街頭消火器の本数 本  
3 基準本数※2 本  
4 事業内容  
1) 消火器の新設、更新※3

設置機器	新 設			更 新		
	単価(円)	数量(本)	経費(円)	単価(円)	数量(本)	経費(円)
10型粉末ABC消火器						
格納箱・設置台						
消費税						
小計						
補助金額(円単位)	補助率 50.00%		円—ア	補助率 40.00%		円—イ
消火器補助金合計			ア+イ	円— A		

2) 初期消火に使用した消火器の更新

設置機器	単価(円)	数量(本)	経費(円)
10型粉末ABC消火器			
格納箱・設置台			
消費税			
小計			
補助金額(円単位)	補助率 100%		円—ウ
初期消火使用消火器補助金合計		ウ	円— B

- 5 補助金交付申請額(A+B、千円未満切捨て) 円

添付書類

- (1) 見積書
- (2) 消火器設置場所及び設置予定場所を表示した対象地域見取図
- (3) 初期消火活動概要調書(上記4の2)を申請する場合のみ。任意様式で日時、場所及び概要を記入したもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

記入上の注意事項

- ※1 世帯数欄は、対象地域の総世帯数を記入してください。
- ※2 基本本数は、世帯数を10で除して得られる数(小数点以下切上げ)としてください。
- ※3 基本本数を超えて新たに設置する場合は対象外とする。

別記様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

街頭消火器等設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった街頭消火器等設置事業補助金について、長岡京市街頭消火器等設置事業補助金交付規則に基づき審査した結果、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円

内訳

単位:円、割合

区 分		事業費	補助率	補助金額	備考
消 火 器	新 設				
	更 新				
初 期 消 火 使 用 消 火 器	更 新				
合 計					

※補助金交付決定額は、千円未満を切捨てとします。

別記様式第3号(第11条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

街頭消火器等設置事業実績報告書

下記のとおり事業を完了したので、長岡京市街頭消火器等設置事業補助金交付規則第11条の規定により報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 事業内容

1) 消火器の新設、更新

設置機器	新 設			更 新		
	単価(円)	数量(本)	経費(円)	単価(円)	数量(本)	経費(円)
10型粉末ABC消火器						
格納箱・設置台						
消費税						
小 計	円—ア			円—イ		
消火器合計		ア+イ	円— A			

2) 初期消火に使用した消火器の更新

設置機器	単価(円)	数量(本)	経費(円)
10型粉末ABC消火器			
格納箱・設置台			
消費税			
小 計			
初期消火使用消火器合計		ウ	円— B

合 計		A+B	円
-----	--	-----	---

添付書類

- (1) 補助対象事業に係る領収書
- (2) 消火器設置場所見取図
- (3) 消火器の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第4号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡京市長

街頭消火器等設置事業補助金確定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付決定した事業に対し、長岡京市街頭消火器等設置事業補助金交付規則に基づき審査した結果、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 円

内訳

単位:円、割合

区 分		事業費	補助率	補助金額	備考
消 火 器	新 設				
	更 新				
初 期 消 火 使 用 消 火 器	更 新				
合 計					

※補助金確定額は、千円未満を切捨てとします。

別記様式第5号(第12条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

団体 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

街頭消火器等設置事業補助金請求書

年 月 日付けで補助金の確定通知を受けた街頭消火器等設置事業補助金について、次のとおり請求いたします。

なお、補助金については、当団体が管理しております下記の口座に振り込んでいただくようお願いします。

記

請求額 金 円

振込先口座

金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種目	普通・当座	
口座番号 (右づめで)		
(ふりがな)	-----	
口座名義		

別記様式第1号 (第8条関係)

別記様式第2号 (第9条関係)

別記様式第3号 (第11条関係)

別記様式第4号 (第12条関係)

別記様式第5号 (第12条関係)